

令和 7 年度  
受益者負担金システム賃貸借  
基本仕様書

令和 7 年 10 月 30 日

鹿嶋市 都市整備部 下水道課

## 1. 適用範囲

本仕様書は、鹿嶋市（以下「本市」という。）が実施する令和7年度受益者負担金業務支援システム賃貸借に適用するものとし、発注者の基本的な考え方や作業方法等を定めるものである。

## 2. 業務の目的

本市において、現在稼動している受益者負担金システム（以下「システム」という。）の賃貸借及び保守契約が、更新時期を迎えるため、より能率的なパッケージシステムを採用することで、持続可能な事業運営に向けた新たな業務・運用サイクルの確立を目指す。

## 3. 業務実施に関する事項

### (1) 基本的事項

- ① 受託者は、システムの機能が十分に発揮できるよう本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ② 受託者は、業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ③ 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本市が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
- ④ 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

### (2) 契約方法

受託者と企画提案書等を基に事前協議を行い、債務負担行為に基づく複数年契約を締結する。

### (3) 計画準備

- ① 受託者は、全体作業の工程、各部署間との連携・連絡、その他諸状況を勘案のうえ作業計画を立案すること。
- ② 受託者は、作業工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、本市と協議のうえ指示に従わなければならない。
- ③ 業務を適切かつ円滑に実施するため、受託者は本市と常に緊密な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。
- ④ 業務の着手時及び区切りにおいて、受託者は本市と調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打合せを行うものとし、相互に確認しなければならない。

### (4) 業務従事者等

受託者は、適正な体制のもと業務を遂行するため、次の業務従事者を定めて本市に届け出るものとする。

#### ① 業務責任者(プロジェクトリーダー)

業務責任者は、業務に精通し、かつシステム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画を管理し、業務従事者の指揮、監督等を行うもので、本仕様書に基づき業務に

関する技術上的一切の事項を処理する。

② 業務従事者

業務従事者は、システム構築・導入等の作業に習熟し、業務の円滑、迅速な進行を図るものとし業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができるものとする。

(5) 一括再委託等の禁止

業務の一部または一括して再委託することを原則として禁止するが、再委託事項を明記した書類(任意様式)を作成し、参加申込書と併せて提出を行い本市が認めたものに関してはこの限りではない。

(6) 瑕疵担保

成果品の引き渡し後1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、直ちに本市の求めに応じること。

また、瑕疵担保期間終了後でも、受託者の重大な過失が発見された場合は、担保の対象とする。

(7) 個人情報の保護

① 受託者は、鹿嶋市個人情報保護法施行条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令にかかる研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。

② 受託者は、業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。

(8) 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 4. システム構築の範囲

(1) システム全般機能について

- ① 照会・問合せ機能
- ② 基本処理機能（台帳作成、異動処理、履歴管理 等）
- ③ 申告処理機能
- ④ 調定・賦課処理機能
- ⑤ 収納処理機能
- ⑥ 充当還付処理機能
- ⑦ 滞納者管理機能
- ⑧ 年度末業務（債権放棄、不能欠損処理）機能
- ⑨ マスタ保守機能

〈留意事項〉

- ◇ 提案事業者において地方公共団体向けに「自社設計・自社開発」されたパッケージシステムであること。
- ◇ ①から⑨までを、契約締結から試験運用の開始1ヶ月前までに完成させ、本市の検収を受けること。
- ◇ 現行データに不備等が発覚した場合は、受託者は本市担当者へ報告のうえ協議を行い

移行手法の提案を行うこと。

(2) システム機能確認書兼要求仕様回答書

本システムの機能要件については、別紙「システム機能確認書兼要求仕様回答書」に記載する項目の内「E」と回答したもの以外の全てを満たすものとする。

## 5. システムの稼働時期及び切替え方法

システムの本稼働は令和8年10月1日からとし、本稼働前の約1ヶ月間は試験運用を行うものとする。

## 6. システム全般

(1) 本業務に関する導入・保守の従事者は、本業務の受託者が雇用する正規雇用社員が対応すること。

(2) 本業務に関し、以下の者については第三者へ委託することができない。

① 業務責任者(プロジェクトリーダー)及び担当営業

② 定例会、各打合せの進行役を担う担当者

③ システムについて、機能及び操作方法の説明、仕様決め、稼働後の保守を行う担当者

④ データ移行に関する説明、仕様決めを行う担当者

(3) 本システムの運用環境は、クラウド環境又は庁舎内設置（オンプレミス）環境のいずれでも可とする。ただし、いずれの方式においても、市の情報セキュリティポリシーに準拠し、十分な安全性と信頼性を確保すること。

(4) ハードウェア機器の搬入設置については、提案システムが稼働するまでに必要となる作業を行うこと。

(5) 口座振替・納付書様式の変更等、システム切替えに伴いテストが必要となる要件については、余裕を持って準備対応を行い試験稼働までには全て完了していること。

(6) 既存データ移行方法

① 既存システムの全てのデータを、調査・分析のうえ責任を持って移行すること。

② 既存データにおける質疑事項については、受託者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成し、回答期限を明記のうえ本市へ提出すること。

③ 質疑表は、本市より既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。

④ データの提供方法は、現在契約中の事業者と本市において契約締結を行い、市より受託者へCSV形式等によりデータ提供することを前提とする。

⑤ 提供方法

提供回数	提供時期	説明
第1回目	令和8年2月上旬	調査／分析用
第2回目	令和8年8月中旬	並行稼動用(第2期納付書発送後)
第3回目	令和8年9月中旬	本稼動用(第2期督促状発送後)

(7) 本稼働までに必要な研修を実施し、業務に支障が出ないよう必要に応じて運用支援体制を確立のうえ、安定稼動に向け万全の体制を構築すること。また、本稼働後における運用期

間においても同様とする。

- (8) 操作及びシステムに関する問い合わせ等に対して、運用・管理サポート全般について迅速に対応すること。
- (9) 障害発生時は、適切な初動と暫定策及び恒久策について判断を行い業務に支障がでないよう迅速な復旧対応を行うこと。
- (10) 年間の保守実施計画を立て、定期保守等必要な対応を実施すること。

## 7. 機器関連

### (1) 機器スペック

本市の規模及び稼働年数5～7年程度(再リースを考慮)を勘案し、受託者が推奨する機器を選定すること。

### (2) 機器・ライセンス数量（オンプレミス提案の場合）

以下に示す調達数量の内、事業者分について見積ること。

分類	品 目	設置場所	調達数量	
			事業者	市
サーバー関連	サーバー	下水道課	1台	
クライアント関連	ノートPC（既設）	下水道課		4台
ライセンス関連	ライセンス	下水道課		4個
プリンター関連	Canon SATERA LBP851C	下水道課		1台

### (3) クラウド提案の場合

特段の設置条件は設けないが、適切なセキュリティ対策と可用性を備えた安全な環境であることを前提とする。

また、クライアント・プリンタ等の利用環境については、上記オンプレミス提案の場合の条件に準じ、円滑な操作および出力環境が確保できるよう整備すること。

## 8. ソフトウェア仕様

提案するシステム構成に必要となるソフトウェアについて、受託者が推奨するものを選定すること。また、ウィルス対策、電源管理、バックアップスケジュール管理等に必要となるソフトウェアについても見積構成に含めること。

## 9. ネットワーク構成仕様

- (1) 鹿嶋市役所内に限定されたネットワーク構築を行うこと。
- (2) ネットワーク構成図について、ドキュメント化のうえ市へ提出すること。

## 10. その他

- (1) 本業務においては、本市が求めるシステムの正常・安定稼動に関わる構成要素のあるセットアップ作業の全てを含むものとする。

- (2) 修正パッチやサービスパックがリリースされているものについては、適用前に事前検証を実施のうえシステム稼働に影響を与えないよう対応すること。
- (3) 本仕様書に含まれる仕様について、不具合が発生した場合は、直ちに当該仕様を満たす対応を無償で行うこと。
- (4) システム使用期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他業務の終了事由の如何に関らず、システムの使用が終了する場合には、本市がシステムを使用して行っている業務を継続して遂行できるよう、誠意をもって協力すること。